

通勤費の支給誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公立大学法人大阪府立大学</p>	<p>非常勤教職員等に対する通勤に要する費用は、月額5万円を限度に給与に加算できると定められているが、遠方（東京等）の講師に講義を依頼している場合もあり、月額5万円を超えて支給しているものがあつた。</p> <p>○ 平成28年度中における月額5万円を超えた支給 対象者 19名 全体件数 25件 支給総額 1,592,280円（うち、超過額342,280円）</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、公立大学法人大阪府立大学非常勤教職員等就業規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>また、非常勤教職員等への講師依頼の実情や雇用実態に見合った同就業規則の見直しについても検討されたい。</p> <p>【公立大学法人大阪府立大学非常勤教職員等就業規則】 （通勤費） 第23条 非常勤教職員等に対しては、通勤に要する費用として、教職員に支給される通勤手当の例により、月額5万円を限度に第20条に規定する給料に加算することができる。</p>	<p>検出事項に係る過払い分の取扱いについては、本人からの適正な届出に基づく誤った認定であることから、当法人が準拠している大阪府における「給与の訂正基準（平成28年6月1日付け人企第1235号）」に基づき、返還を求めないこととした。</p> <p>また、今後実態に見合った支給ができるよう、「公立大学法人大阪府立大学非常勤教職員等就業規則」及び「公立大学法人大阪府立大学非常勤講師に関する規程」を改正し、通勤費の上限額を月額15万円とした。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年12月12日から同月15日まで）